

# 秋田県立金足農業高等学校いじめ防止基本方針

平成26年4月14日

金足農業高等学校は、いじめ防止対策法に基づき本校におけるいじめ防止、早期発見、対応についての基本的な考え方や具体的な対応について定めると同時に実施するための体制を以下に定める。

## 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの認識

- いじめは、卑劣な行為であり、絶対に許されないこと。
- いじめは、どの生徒にも、また、場所を問わず起こりうるものであること。
- いじめは、見ようとしなければ見えないこと。
- いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること。
- いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる生徒、見て見ぬふりをする生徒の存在など、集団全体にかかわる問題であること。
- いじめは、いじめられる生徒にも問題があるとの考え方では解決しないこと。

## 3 いじめ防止に関する基本的考え

### ○本校の基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するもので、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することなく、いじめが身体に及ぼす影響、いじめに対する生徒の理解を深めことを旨として、いじめ防止のための対策を行う。また、家庭、学校、地域、関係機関との連携を大切に、多くの人との関わり、多くの目で見守られるような学校づくりに努めます。

### ○いじめの禁止

本校生はいじめを行ってはいけません。

### ○学校・教職員の責務

すべての生徒が安心して学校生活に取り組めるように、保護者、地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切且つ迅速に対処し、その防止に努めます。

## 4 いじめ防止の取り組み

### ①未然防止

- すべての教育活動を通じた道徳教育・体験活動等の充実を図る。
- 交流活動・ボランティア活動を通じ保護者・地域住民等の連携を深め見守る体制を作る。
- 全職員が職員研修等を通じていじめの態様や特質について共通理解を図り、組織的に対応する。
- 生徒の変化を見逃さないように、全職員が積極的に生徒と関わるように努める。

### ②早期発見

- いじめアンケート調査 年3回（学期ごと）
- 学級担任による個人面談・三者面談の実施
- スクールカウンセラーの活用
- いじめ窓口の設置
- 職員研修の開催

### ③早期解決

- いじめをみたり疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせる。
- いじめの相談を受けた場合、すみやかに事実の確認をする。
- いじめの事実があった場合、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導と保護者への助言を組織的かつ継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して学校にきて、学習活動・学校生活を送れるよう、必要に応じて一時的に別室等で学習を行わせる措置を講じる。
- いじめを見ていた生徒達に対しては、自己の問題と捉えさえ、止める、知らせるということを指導する。また、いじめに荷担したり、同調する者に対しては、それがいじめ行為にあたるということを理解させる。
- 犯罪行為に相当する場合は、県教育委員会及び警察等と連携して対処する。

### ④インターネット上のいじめへの対応

- 携帯電話・スマートホン・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

## 5 いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止、早期発見及びその対処を速やかに行うために、いじめ防止対策委員会を設置し学期に1回開催する。いじめ等の事実があった場合には、緊急に開催する。

### ①委員会の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談部、養護教諭（当該学級担任）とする。

### ②活動内容

- いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針、年間計画の作成
- いじめの関する相談・通報への対応
- いじめの情報収集
- いじめ事案の報告等

## 6 組織的な対応及び報告

- 「教職員」は、日頃からクラスや部活動等における人間関係等の把握や、安心して相談される信頼関係の構築に積極適に努める。また、生徒間のトラブル等については、些細なものであったとしても、管理職に速やかに報告するとともに改善に向けて組織的に取り組む。
- 「教職員」は、生徒や保護者等から「いじめ相談」があった際は、一人で抱え込むのではなく、速やかに管理職に報告する。（遊びや悪ふざけと思われるものも）
- 「校長」はいじめの報告があった際は、事実確認を待つことなく、速やかに「高校教育課」に電話及び文章で報告するとともに、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（法第二十二條）」による、いじめの事実確認や適切な初期対応を組織的に行う。

## 7 いじめ防止に向けた保護者及び地域との連携

- 生徒指導だよりを活用した校内外の情報提供
- ホームページを活用した学校の取り組みの紹介
- PTA開催時の説明と情報交換
- 相談期間・相談窓口の周知徹底

## 8 いじめ防止のための体制

